

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金、給水装置の工事の費用負担、その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第40条第1号において同じ。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用の全部又は一部を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置の工事は、市長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）又は市が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を

受けなければならない。

- 3 第1項の規定により、市が工事を施行する場合において必要があると認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(加入金)

第7条の3 市長は、給水装置の新設又は増径工事の施行について承認を受けた者から別表第1に定める加入金を徴収する。この場合において増径工事の施行について承認を受けた者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金との差額とする。

- 2 加入金は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第8条 市が施行する給水装置の工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 工事監督費
- (5) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が定める。

(工事費の納付)

第9条 市長に給水装置の工事の申込みをした者（以下「工事申込者」という。）は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、新設工事に関するものに限り、市長の承認を受けて、6箇月以内において分納することができる。

(給水装置所有権移転の時期)

第11条 市が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条 市が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納付しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により市長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、市は、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合を除き、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者は、市長において必要があると認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要があると認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターを設置する位置は、市長が定める。

(メーターの保管)

第19条 メーターは、水道の使用者又は代理人、管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

第20条 削除

(水道の使用中止、変更等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途又は口径を変更するとき。
- (3) 消防演習に、私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者等に変更があったとき。
- (2) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合を除き使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市の職員が立ち会わなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染され、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを減免することができる。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置等の検査)

第24条 市長は、給水装置、メーター又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第27条 料金は、2箇月ごとの定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、当該期間中の使用水量を、各月均等に使用したものとみなして当該検針を行った日の属する月分及びその前月分の使用水量として、算定する。ただし、市長が必要があると認めたときは、1箇月ごとにメーターの検針を行い、その使用水量を検針を行った日の属する月分の使用水量として、料金を算定することができる。

- 2 市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項に規定する定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量の認定)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

(料金算定の特例)

第29条 定例日と定例日の中途において水道の使用を開始し、又は廃止したときは、随時メーターの検針を行い、別に定める方法により水量を決定し、料金を算定する。

2 用途又はメーターの口径を変更したときの料金は、当該変更後最初の定例日の属する月分及びその前月分について、それぞれその月の使用日数の多い用途又はメーターの口径を当該月の用途又はメーターの口径とみなして、算定する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書又は集金の方法により2箇月ごとに徴収する。ただし、市長が必要があると認めたときは、1箇月ごとに又は随時徴収することができる。

(手数料)

第31条 手数料は、次に定めるところにより徴収する。

- (1) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき10,000円
- (2) 法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき 1件につき7,000円
- (3) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1件につき1,000円
- (4) 各種の証明をするとき 1件につき200円
- (5) 第34条第2項ただし書の確認をするとき 1件につき1,000円

(加入金、料金等の減免)

第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない加入金、料金、手数料その他の費用を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 市長は、水道管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、納付すべき第7条の3の加入金、第8条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金又は第31条の手数料を、指定期限内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第27条若しくは第29条第1項のメーターの検針又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が、給水装置を、水を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第37条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第38条 簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）である貯水槽水道の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

第8章 罰則

(過料)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第1項のメーターの設置、第27条若しくは第29条第1項のメーターの検針、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第7条の3の加入金、第26条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第41条 詐欺その他不正の行為により、第7条の3の加入金、第26条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1（第7条の3関係）

メーターの口径	加入金
13ミリメートル	77,000円
20ミリメートル	187,000円
25ミリメートル	330,000円
30ミリメートル	528,000円
40ミリメートル	990,000円
50ミリメートル	1,540,000円
75ミリメートル	3,630,000円
100ミリメートル以上	市長が定める額

別表第2（第26条関係）

1 基本料金

メーターの口径	基本料金（1月につき）
13ミリメートル	600円
20ミリメートル	1,300円
25ミリメートル	2,400円
30ミリメートル	5,200円
40ミリメートル	8,300円
50ミリメートル	19,800円
75ミリメートル	39,400円
100ミリメートル	94,200円
150ミリメートル	238,100円
200ミリメートル	302,200円

2 従量料金

使用区分	使用水量	料金（1立方メートルにつき）
一般用	1立方メートルから 10立方メートルまで	45円
	11立方メートルから 20立方メートルまで	95円
	21立方メートルから 30立方メートルまで	140円
	31立方メートルから 50立方メートルまで	170円
	51立方メートルから 100立方メートルまで	185円
	101立方メートル以上	190円
	臨時用	1立方メートル以上

備考

- この表中「臨時用」とは、建築工事、興行その他一時的の用に水道を使用する場合をいう。

2 従量料金のうち使用水量1立方メートルにつき1円は、水源林保全のために使用する。